

いじめで悩んでいませんか？

いつでも相談でき、

いじめなどのお悩みが解決するまで寄り添います！



河内長野市では「こどもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例」を制定し、教育委員会や学校とは別の組織「いじめゼログループ」にいじめ相談窓口を設置しています。

いじめ対策で大切なことは、「こどもたちが悩みを話したくなる環境づくり」です。

誰にも相談できず、悩んでいるこどもたちのために、市役所も全力で取り組みます。

被害を受けた人、加害に関わってしまった人、その周りにいる人——どなたからの相談でも受け止めます。ためらわずに相談窓口へご相談ください。

【いじめ相談窓口】

■受付時間：平日 / 午前9時から午後5時30分まで
(令和8年8月3日から受付時間が変わります。)

(いじめみのがさない)

■専用ダイヤル：0800-800-1233

人権推進課いじめゼログループ

河内長野市役所5階（河内長野市原町1-1-1） FAX0721-53-2380

メールアドレス ijimezero@city.kawachinagano.lg.jp

条例の詳細は裏面をご覧ください→

いじめは必ず解決する！

～「こどもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例」を制定！～

どんな条例？

第2条 いじめとは

◆一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義しています。

ポイント

●『心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと』と『行為の対象者が心身に苦痛を感じていること』が合わされば、「これぐらいは大丈夫」と思っても『いじめ』です。

第3条 条例の基本理念

◆「いじめは人権侵害」、「児童等の最善の利益を優先し考慮」、「児童等、市、学校、保護者、市民等、地域団体等及び関係機関等の連携の下、いじめ問題を克服すること」を明記しています。

第4条～第7条 市、保護者、市民等及び地域団体等、学校の責務

◆いじめ問題の未然防止及び再発防止並びにいじめの早期発見及び早期対応を図るため、それぞれに「施策の実施」や、「環境整備」、「情報提供」などの責務や役割を明記しています。

第11条、13条 市長の権限

◆市長は、申出があった事案について、関係する児童等及びその保護者に聞き取りを行う等必要な調査を行う。
◆市長は、調査の結果、いじめ問題の未然防止等のための措置が必要と認めるときは、学校、教育委員会及び関係機関等に対し、次に掲げる措置を講ずべきことを勧告することができると規定しています。
(1) 環境整備 (2) 懲戒 (3) 出席停止 (4) 学級替え (5) 転校支援

どんなことが始まるの？

いじめ調査の実施・解決の確認

「いじめ相談窓口」は、心理学などの専門知識をもった職員など、4名体制で組織されています。学校外にも窓口を設け、より相談しやすい環境を整備し、市全体の初期対応を高めていながら、すべてのこどもたちの相談に応え、悩みが解決するまで寄り添います。

「いじめゼログループ」が行うことは、基本的に、「相談・通報」を受けて、いじめ問題に悩むこどもたちの話をしっかりと傾聴し、相談者の望む解決方法を確認したうえで、「調査・聞き取り」を行い、確認できた「いじめ行為を止めにかかること」です。その後は、学校での見守り体制に移行します。

条例に基づき、児童等・保護者等の皆様への聞き取り調査を実施いたしますので、ご協力をお願いします。

相談・通報

手紙やメールなどによって情報が寄せられる。



調査・聞き取り

被害者・加害者等に事実確認をする。



行為の停止

確認できた行為を停止するようにアプローチする。

条例に関するお問い合わせ先

河内長野市総務経営局市民に寄り添う部人権推進課いじめゼログループ TEL 0721-53-1111

※本条例の全文はこちらからご覧いただけます。

<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/34/121385.html>

